

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	平成30年 6月 7日
取り扱い	15時30分 解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
福田道路株式会社 国土交通大臣許可（特-28）第638号	河江 芳久	新潟県新潟市中央区 川岸町1丁目53番地1

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（2）期間

平成30年6月22日から平成30年7月21日までの30日間

3. 処分理由

福田道路株式会社は、他の事業者7社と共同して、平成23年12月15日から平成27年1月27日までの間、東京都が希望制指名競争入札（施工能力審査型総合評価方式によるものを含む。）の方法により発注する特定二層式低騒音舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成30年3月28日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けている。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
（新潟県）新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ （富山県）富山県政記者クラブ （石川県）石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 小柳 （内線6119） 計画・建設産業課長補佐 青木 （内線6142） Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746